

業務部速報

No. 77

発行 15. 4. 28

JR東労組 業務部

申26号

「電気関係におけるビルテックへの建設勘定工事業務の委託拡大」に関する説明申し入れ

団体交渉
1回目

第1項 電気関係におけるビルテックへの建設勘定工事業務の委託拡大の実施にあたり
施策ではなく業務の一部改善であるという会社の考え方について具体的に明らかにすること。

組合

会社

2008年からの議論経過を踏まえて2010年に締結した確認メモで、『ビルテック(以下「BT」)へ建設工事費の委託拡大の際に、再度労使議論すること』になっている。労使議論なしに通達を出すことは確認メモ違反だ!

当時目指していたものは、「新設・改良」工事の委託であり、今回はあくまでも設備の維持管理の一環であり趣旨が違う。会社会計上の議論で「建設工事費」という言葉が出ているだけだ。

対立

労使の合意形成をはかり現場に周知するためにも、連絡文書を停止して議論すべきだ!

対立

連絡文書を止めないと議論できないということはない。

長時間議論をするも認識の差は埋まらず、第1項一時中断!
確認メモ違反か否かを判断するために、2項以降を議論し、考え方を明らかにした上で1項再議論を**確認**

第2項 ジェイアール東日本ビルテックの通信、電力部門における現在の業務体制について明らかにすること。
また、委託拡大の実施にあたり企画部門(支社関係主管課)及び関係技術センターの業務量の変化を明らかにすること。

交渉で明らかにした説明事項!!

【委託拡大する業務の範囲】

【変更になる業務】

- ・維持管理業務の枠組みは変わらないが、建設工事費の予算配分を行う!
- ・金額で現在の修繕工事の1割弱の規模(全体で50億円の内4億円程度)
- ・契約～しゅん功まで全て(全体で50億円)

- 支社：予算配布の際に建設工事費を配布し、WBS等を知らせることが追加。
- 技セ：得喪の下調書 作成⇒受け取る
- BT：建設工事費の老朽取替工事が施工可能になる。得喪の下調書の作成の追加。

会社「大きな業務量の変化は無い」と回答!

【維持管理業務とは】

【各支社のBTとの契約状況】

設備の機能維持のための検査に基づき設備の修繕などの一連の業務

大宮、高崎が6～7月予定。その他が4～5月予定。

会社「今回は一部業務の委託であり、設備全体の維持管理を行うのは財産を持っている本体」と回答!

第3項 建設勘定工事業務の委託拡大に伴う対象設備を明らかにするとともに、駅構内・駅間の考え方について明らかにすること。
また、償却資産の考え方を明らかにすること。

【対象設備の範囲】

駅構内・駅間の区分、運転設備に係るものの区分は、修繕工事と同じ考え方
BT 維持管理設備の老朽取替のうち「高度な技術的判断を要さない設備」「他系統との調整が少ない設備」

【対象外の業務】

単純に傷んだ設備の取り替え

新設・改良の工事や老朽取替にあわせて新たな機能を加えるもの

**2010年の確認を遵守させるため、施策の内容を明らかにさせ議論経過を明らかにし、
職場からのたたかいで、合意形成に向けた議論をつくりだそう!**